

女性活躍推進法が改正されました！

～「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性の割合」の情報公表義務化～

昨年6月に女性活躍推進法が改正され、令和8年4月1日以降、従業員数101人以上の企業は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」の情報公表が義務となり、従来の情報公表義務と併せると、以下のとおり、情報公表することが義務となりました。

つきましては、厚生労働省が開設している女性活躍推進に係る情報公表サイト「女性の活躍推進企業データベース」(※)等において情報公表いただきますよう、よろしく願いいたします。

※「女性の活躍推進企業データベース」はこちらからご覧ください⇒



【情報公表義務の内容】

(1) 労働者数301人以上の企業

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績（男女別の採用における競争倍率、労働者に占める女性労働者の割合など）から1項目以上
- ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績（男女の平均勤続年数の差異、男女別の育児休業取得率など）から1項目以上
- ③ 男女間賃金差異
- ④ 女性管理職比率

(2) 労働者数101人から300人の企業

上記①②のどちらか一つ以上と③④

問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740